○法務省告示第三百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十一日　　法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ はごろもフーズ株式会社 / 静岡県静岡市清水区島崎町百五十一番地 / 加熱性水産加工食品製造業 新興工業株式会社 / 岡山県総社市富原百二十九番地四十六 / 機械加工	名称 / 所在地 / 実習内容 ［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］
ロ　イ以外の実習実施機関	ロ　イ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ ［項を削る。］ ［略］ 株式会社大出工業所 / 群馬県太田市東新町四百三十六番地三 / 溶接	名称 / 所在地 / 実習内容 ［同上］ 株式会社マルアイ / 愛知県名古屋市熱田区一番二丁目三十番七号 / 加熱性水産加工食品製造業 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第三百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十一日　　法務大臣　上川　陽子